

豊田動物愛護管理指導センターでの捕獲犬死亡に関する嘆願書

3月12日、幡豆町で飼い主不明犬の捕獲が豊田動物愛護管理指導センターの業務として行われました。捕獲予定の犬たちには、すでに飼い主希望者もあり、多くの国民から、幡豆町役場、豊田動物愛護管理指導センターに対して、犬の命を損なわない方法での捕獲・保護への要望が寄せられておりました。

ところが、当日、杜撰にも薬剤入りの餌が6匹分、1メートルという狭い間隔で置かれ、2匹が致死量以上の餌を食べて、同日、センター内で死亡しました。

犬たちの捕獲譲渡を願い見守っていた多くの国民が耐え難い落胆と心痛の中におります。

専門家からは、今回使用された薬剤は、種類、処方共に適正量を間違えると大変危険なもので、同センターの使い方には「生かす」意志が感じられないとの見解が寄せられています。同センターはいつも薬殺で、人馴れした犬たちを殺して来ました。

2007年5月1日「環境省」は捕獲した犬などが「センター」に運ばれて来ても、殺処分の方では無く、できるだけ生かす機会をとという通達を出しています。今回の同センターの行為はこのようなが国の動物行政の目指している方向に逆行しているものです。

今回は国民の熱意で、譲渡先も決まっておリ、あと一歩で生きて家庭犬としての余生を送れるところでした。本件について、同センターに次のことを要望いたします。

- 1) 今回、餌を食べた後、行方不明になった2匹の犬の安否を早急に確認保護すること
 - 2) 山に残る全頭について、民間団体、個人等と連携し捕獲保護、譲渡を行うこと
 - 3) 専門家の指導を受け、犬達の命を損なうことのない捕獲保護方法を選択すること
- 本件に限らず、飼い主不明犬に生存の機会を拡大するため以下のことを要望いたします。
- 1) 捕獲・保護・譲渡に協力する民間団体、有志の個人等を登録し、連携をとること
 - 2) 保護犬の収容期間の延長
 - 3) 捕獲・医療技術の向上のための職員の研修・研究

神田知事におかれましては、本件をご調査のうえ、尊い命の犠牲を無駄にすることなく、同センターの業務内容と職員の意識改善を厳しくご指導いただきたいと思います。尚、今回の原因、経過、今後についての知事のご見解をホームページ上等で公表をお願い申し上げます。
(私の意見等)

住所

氏名

提出先

- 1) 郵送：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県 知事政策局 広報広聴課宛
- 2) FAX：052-961-4016
- 3) メール：koho@pref.aichi.lg.jp

嘆願書を作成させていただきました。よろしければ一言ご意見等も添えて、署名のうえ直接お送りください

【作成元 犬猫救済の輪】